

静岡県新文化施設における公共施設運営権制度導入に係る実施方針の策定

静岡県では、令和6年2月に譲渡を受けた旧ヴァンジ彫刻庭園美術館の運営について、東部・伊豆地域の文化拠点の1つとなる県の新文化施設として活用するため、民間事業者に対するサウンディング型市場調査や外部有識者への意見聴取等を踏まえ、令和7年3月に利活用基本計画を策定しました。運営にあたっては、公設民営方式のうち、民間の経営ノウハウや資金を最大限活用可能と考えられる、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づくコンセッション方式を導入することとしております。

このたび、PFI法第5条第1項及び第17条の規定に基づき、「静岡県新文化施設運営事業実施方針」を策定し、同法第5条第3項の規定により公表します。

1 実施方針の概要

（1）基本方針

「静岡県新文化施設利活用計画」に基づき、人々の来訪と交流を促進し、東部・伊豆地域の文化の向上と地域経済の活性化を図る新たな文化施設を目指す。また、東部・伊豆地域の様々な施設や文化資源を結びつけるための文化ネットワークの拠点としても機能させる。

（2）対象施設の概要

静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）（駿東郡長泉町東野347番地1）

敷地面積：約24,000㎡

構成施設：旧展示棟、庭園、旧レストラン棟、旧ショップ棟、旧チケットセンター

（3）事業のスキーム

公設民営方式のうち、民間の経営ノウハウや資金を最大限活用可能と考えられ、県が一部費用を負担する混合型のコンセッション方式（PFI）を導入する。

（4）事業期間、事業範囲

項 目		内 容
事業期間		15年間 （オプション延長30年以内）
事業範囲	開業準備業務	施設の修繕、更新投資、運営体制整備等の開業準備
	運営業務	施設全体の企画、運営、維持管理業務等を実施
	附帯事業	運営事業者が自らの裁量で独立採算で実施する事業

（5）費用負担の考え方

運営事業者が施設の運営・維持管理にかかる費用について、施設利用料金等収入及び、県から運営事業者を支払う本事業実施にかかるサービス対価により運営する。

2 実施方針等に関する質問・意見の受付

（1）受付期間

令和7年10月17日（金）公表時から令和7年11月4日（火）17:00まで（必着）

(2) 提出方法

- ・実施方針等に関する質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問・意見書（別添様式）」に記入し、電子メールにより提出願います。
- ・意見書を電子メールの添付ファイルとしてください。
- ・意見書は、Microsoft Excel により作成するものとし、提出者の商号又は名称、住所、担当者所属部署、担当者氏名、電話及び連絡先を必ず記載してください。
- ・なお、意見等を公表された場合に提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにしてください。
- ・電子メール以外の方法による提出は受け付けません。

(3) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課
電子メールアドレス arts@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 意見に対するヒアリング

実施方針に関する意見等のうち、県は必要に応じて、意見等を提出した方に直接、ヒアリングを行うことがあります。

(5) 実施方針等に対する質問・意見及び質問への回答の公表

受け付けた意見等に対する回答は、令和7年11月14日（金）に県ホームページで公表します。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合があります。

(6) 実施方針の変更

- ・県は、必要があると認めるときは、PFI 法第7条に規定する特定事業の選定までに実施方針の変更を行うことがあります。
- ・県は、実施方針の変更を行ったときは、県ホームページで速やかに公表します。

3 資料の開示

- ・実施方針、要求水準書案等のほか、秘密保持誓約書の提出を条件に、開示資料を送付いたします。
- ・配付を希望される場合は、別添「静岡県新文化施設運営時業実施方針等に係る添付資料【秘密保持誓約書】」に記載・押印の上、電子メールにより送信してください。

4 今後の予定

令和7年10月	実施方針公表
11月	公募開始
令和8年2月～6月	第一次審査、競争的対話、第二次審査
7月	優先交渉権者選定
9月	基本協定締結
12月	実施契約締結、事業開始

(実施方針等掲載 URL)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkaseisaku/1057395/index.html>

【問合せ先】

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課
電話番号 054-221-3271・3340
E-mail arts@pref.shizuoka.lg.jp